

令和3年6月18日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

ノートパソコンに関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 3件
（うち電動リフト（室内用）1件、電動剪定機1件、
ノートパソコン1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 10件
（うちエアゾール缶（消臭剤）1件、電動アシスト自転車1件、
乳幼児用椅子（ゆりかご兼用）1件、
パワーコンディショナ（太陽光発電システム用）1件、除湿乾燥機2件、
電気ストーブ1件、携帯電話機（スマートフォン）1件、
電動車いす（ハンドル形）1件、エアコン（室外機）1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A201901020を除く。）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

パナソニック株式会社が製造したノートパソコンについて

(管理番号：A202100188)

①事象について

パナソニック株式会社（法人番号：5120001158218）が製造したノートパソコンを充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（バッテリー診断・制御プログラムの提供）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、充放電の繰り返しにより搭載バッテリーの劣化が進行して内圧が上昇すると、異物が存在していた場合に内部短絡を生じて出火に至るおそれがあることから、事故の再発防止を図るため、2018（平成30年）年3月28日にウェブサイトへの情報掲載を行うとともに、翌29日に新聞社告を行い、同年6月12日から対象製品をお持ちの方に対し、バッテリー診断・制御プログラムの提供を実施しています。

なお、今般報告のあった当該製品事故（管理番号：A202100188）が上記リコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：機種（シリーズ）、製造期間、対象台数

機種（シリーズ）	製造期間	対象台数
CF-SX1/SX2/SX3/SX4 CF-NX1/NX2/NX3/NX4	2012年1月～2018年3月	669,569
CF-S10 CF-N10	2011年2月～2014年11月	219,030
CF-AX2/AX3	2012年10月～2016年10月	135,114
CF-C2	2012年10月～2018年3月	6,183
合 計		1,029,896

(注) SX4/NX4 の Windows10 プリインストールモデルは、バッテリー診断・制御プログラム対応済みのため、対象外です。

2018年（平成30年）3月28日からリコール（バッテリー診断・制御プログラムの提供の決定）

改修率：66.2%（2021年6月11日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による 2010 年度以降の事故の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2021 年度	0	—	2015 年度	0	—
2020 年度	3	火災	2014 年度	0	—
2019 年度	2	火災	2013 年度	0	—
2018 年度	2	火災	2012 年度	0	—
2017 年度	4	火災	2011 年度	0	—
2016 年度	0	—	2010 年度	0	—

※当該事故（管理番号：A202100188）は含まない。

<ノートパソコンの機種の確認方法>

ノートパソコンの機種は、本体の機種表示を御確認ください。

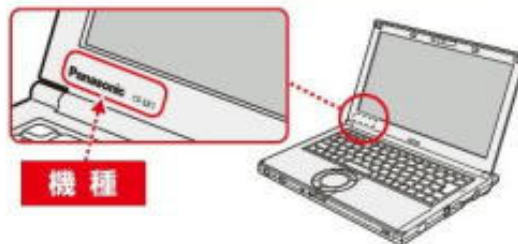
CF-SX1/SX2/SX3/SX4シリーズ CF-SX1/SX2/SX3/SX4シリーズ



CF-NX1/NX2/NX3/NX4シリーズ



Panasonic CF-SX1/SX2/SX3/SX4
または
Panasonic CF-NX1/NX2/NX3/NX4



CF-S10シリーズ



CF-N10シリーズ



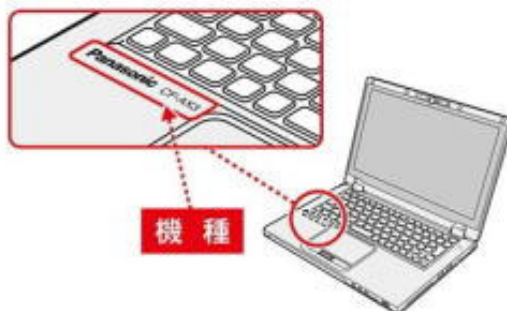
Panasonic CF-S10
または
Panasonic CF-N10



CF-AX2/AX3シリーズ



Panasonic CF-AX2/AX3



CF-C2シリーズ



Panasonic CF-C2



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方は、同社ウェブサイトからバッテリー診断・制御プログラムをダウンロードし、実行してください。御不明な点は、下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

パナソニック株式会社

電話番号：0120(870)163

受付時間：9時～17時（土・日・祝日を除く。）

ウェブサイト：<https://askpc.panasonic.co.jp/info/180612.html>

※同社ウェブサイトからバッテリー診断・制御プログラムがダウンロードできます。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：加藤、鈴木、笹島

電話：03(3507)9204（直通）

FAX：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：関根、門田

電話：03(3501)1707（直通）

FAX：03(3501)2805

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発都道府県	備考
A201901020	令和2年1月1日	令和2年1月16日	電動リフト(室内用)	UD-420	株式会社うら	重傷1名	当該製品に車いすを乗せて使用中、車いすが転落し、首を負傷した。 調査の結果、当該製品は、上昇用のリミットスイッチを押すサイドフレーム内部のパイプ側のプレートをテーブル側のプレートが重なって押し上げることで設定した高さでテーブルの上昇を停止させる構造であるが、使用時にスロープに外方向(倒れる方向)の外力が加わっている場合、テーブルが前後方向のあそびにより後方(玄関側)へずれる構造であったこと。また、レンタル事業者が本来使用できない大きさの車いすが乗るように改造したため、大きな車いすで長期使用したことでテーブル側のプレートが位置ずれしてプレート同士の重なりが甘くなり、事故発生時、テーブル側のプレートが後方へ移動したことでプレート同士が重ならない状態になり、リミットスイッチが機能しなかったものと推定される。 なお、正常な位置に停止していないことが視覚的及び聴覚的に認識できる機能が装備されていなかったことも、事故発生に影響したものと考えられる。	京都府	令和2年1月21日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202100181	令和3年5月30日	令和3年6月14日	電動剪定機	なし	株式会社三味生活(輸入事業者)	重傷1名	当該製品の長さを調整していたところ、本体と延長ポールの間指を挟み、負傷した。現在、原因を調査中。	岡山県	報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意
A202100188	令和3年6月4日	令和3年6月15日	ノートパソコン	CF-S10EWGDS	パナソニック株式会社	火災	施設内で当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	愛知県	平成30年3月28日からリコールを実施(特記事項を参照)改修率: 66.2%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100182	平成31年4月21日	令和3年6月14日	エアゾール缶(消臭剤)	火災 軽傷1名	当該製品のガス抜きをしていたところ、火災が発生し、1名が軽傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛媛県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年6月7日
A202100183	令和3年6月4日	令和3年6月14日	電動アシスト自転車	火災	駐輪場で当該製品のバッテリーを焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202100184	令和3年6月1日	令和3年6月15日	乳幼児用椅子(ゆりかご兼用)	重傷1名	当該製品の高さ調節ボタンを押したところ、左手指を挟み、負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	
A202100185	令和3年5月29日	令和3年6月15日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	火災	当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岩手県	令和3年6月17日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202100186	令和3年5月30日	令和3年6月15日	除湿乾燥機	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	令和3年6月17日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202100187	令和3年6月2日	令和3年6月15日	除湿乾燥機	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	石川県	令和3年6月10日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202100189	令和3年6月12日	令和3年6月15日	電気ストーブ	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A202100190	令和3年5月14日	令和3年6月15日	携帯電話機(スマートフォン)	火災	当該製品に他社製のACアダプターを接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年6月7日
A202100191	令和3年5月13日	令和3年6月15日	電動車いす(ハンドル形)	重傷1名	使用者(80歳代)が当該製品を使用中、転落し、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	富山県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年6月14日
A202100192	令和3年6月10日	令和3年6月16日	エアコン(室外機)	火災	異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	茨城県	製造から15年以上経過した製品

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

電動リフト（室内用）（管理番号：A201901020）



電動剪定機（管理番号：A202100181）

